

議案第3号

高根沢町町税条例の一部改正について

高根沢町町税条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和5年6月1日

高根沢町長 加藤公博

高根沢町町税条例の一部改正の概要について

1 改正理由

令和5年3月31日に公布された地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）等に準じ、同日付けで公布した高根沢町町税条例の一部を改正する条例（令和5年高根沢町条例第18号）による改正以外の部分について、所要の改正をしようとするものです。

2 改正内容

(1) 「わがまち特例（地域決定型地方税制特例措置）」の特例項目の新設

ア マンションの管理の適正化の推進に関する法律に規定する一定の要件を満たすマンション（※）について、長寿命化に資する一定の大規模修繕工事を令和5年4月から令和7年3月までの間に実施した場合に、当該工事が完了した翌年度分の建物に係る固定資産税額の3分の1に相当する額を減額するもの
（附則第10条の2第26項）

（※）対象となるマンションの要件は以下のとおりです。

- ・ 築後20年以上が経過している10戸以上のマンションであること
- ・ 大規模修繕工事を過去に1回以上適切に行っていること
- ・ 長寿命化に資する大規模修繕工事を適切に実施するために必要な修繕積立金が確保されていること

イ 上記アの固定資産税の減額を受けるための申告に係る規定を追加するもの
（附則第10条の3第11項）

ウ 上記イの改正に伴う項ズレに対応するもの
（附則第10条の3第12項及び第13項）

3 施行日

公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用します。

高根沢町条例第 号

高根沢町町税条例の一部を改正する条例

高根沢町町税条例（昭和33年高根沢町条例第40号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2</p> <p><u>26 法附則第15条の9の3第1項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。</u></p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第10条の3</p> <p><u>11 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</u></p> <p><u>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積</u></p> <p><u>(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日</u></p> <p><u>(4) 当該工事が完了した年月日</u></p> <p><u>(5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由</u></p> <p>12 (略)</p>	<p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第10条の3</p> <p>11 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の高根沢町町税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。